

福島市公共事業評価実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公共事業を取り巻く状況変化に的確に対応し、公共事業の効率的な執行とその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、公共事業の評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公共事業の範囲)

第2条 公共事業評価の対象となる事業は、市が事業主体となって実施する国庫補助事業・県補助事業及び市単独事業で、普通建設事業又は普通会計以外の会計に係る建設事業に該当する事業とする。

(評価の対象事業)

第3条 新規事業については、当該事業に係る予算を新たに措置し、又は事業に着手しようとする事業とする。

2 継続中の事業については、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 評価実施から5年以上を経過した時点で著しく進捗率が低い事業
- (2) 計画変更を行おうとする事業（但し、軽微なものは除く。）
- (3) その他社会経済情勢の急激な変化等により評価を実施する必要性が生じた事業

3 第1項及び第2項の規定の外、国庫補助事業等にあつては、当該事業を所管する省庁等から本要綱の定めと異なる対象事業案件が通知された場合は、通知された要件に該当する事業も評価の対象とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、10億円未満の事業、または10億円以上であっても次の各号のいずれかに該当する事業については、評価の対象としない。

- (1) 施設の修繕を行う事業
- (2) 部分的に施設機能の改良を行う事業
- (3) 被災した施設の復旧事業
- (4) 物品の購入を主とする事業
- (5) 施設の耐震化を行うもので、外部の基準、評価により実施の必要性が判断されている事業
- (6) 東日本大震災からの復興のため緊急に行う必要のある事業
- (7) その他上記に準ずる事業

(評価の時期)

第4条 新規事業の評価の時期は、当該事業に係る予算を措置する前とする。ただし、予算措置に急を要する場合等市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。この場合においては、事業に着手する前に速やかに評価を行うものとする。

2 継続中の事業の評価の時期は、次のとおりとする。

- (1) 評価実施から5年以上を経過した時点で著しく進捗率が低い事業にあつては、適宜速やかに実施する。
- (2) 計画変更を行おうとする事業及びその他社会情勢の急激な変化等により評価を実施する必要性が生じた事業にあつては、適宜速やかに実施する。

3 第1項及び第2項の規定の外、国庫補助事業等にあつては、当該事業を所管する省庁等から本要綱の定めと異なる評価の時期が通知された場合は、通知された時期にも評価を行うことを原則とする。

4 第1項、第2項及び第3項に基づき評価を実施するにあつては、予算編成との関連に留意するものとする。

5 災害や事業の特殊性等によって、第1項から第3項に定める時期に評価を実施することが困難な事業については、第1項から第3項に定める時期までに評価委員会に報告し、了承を得た上で、評価を延期できるものとする。

6 前項に基づき評価を延期した事業については、評価することが可能となり次第、速やかに評価を実施するものとする。

(評価の視点)

第5条 評価は、次に掲げる項目を視点として行うものとする。

(1) 新規事業

- ① 事業を巡る社会経済情勢等の状況
- ② 事業実施による効果等
- ③ 事業実施後の効果測定

(2) 継続中の事業

- ① 事業の進捗状況
- ② 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- ③ 事業実施による効果等の変化
- ④ 計画変更の必要性
- ⑤ 事業実施後の効果測定

(対象事業の報告)

第6条 事業を所管する各部局は、対象事業に該当する事業（以下「対象事業」という。）がある場合には、評価の実施のため必要な資料を添えて、政策調整課へ報告する。

(福島市公共事業評価委員会)

第7条 市は、公共事業の評価にあたり、福島市公共事業評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

- 2 評価委員会は、市が提出した対象事業に係る対応方針（案）について審議を行い、市長に意見の具申を行うものとする。
- 3 他の審議会等において同等の機能が担保される場合には、評価委員会に代えて当該審議会等において審議を行うことができるものとする。
- 4 評価委員会の組織、運営に関する事項は、別に定める。

(評価の実施)

第8条 各部局は、次長等連絡調整会議において対象事業について助言を受ける。

- 2 各部局は、市の対応方針（案）を市長決裁により決定する。
- 3 前条に定める評価委員会は、前項の対応方針（案）について審議を行う。
- 4 政策調整課は、評価委員会から具申のあった意見を尊重して対応方針を作成し、市長決裁により決定する。
- 5 政策調整課は、第4項により決定した対応方針を評価結果とともに公表する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めがあるもののほか、公共事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成16年7月8日から施行する。

2 第3条第2項の規定は、この要綱の施行日において既に予算化されている事業には適用しない。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。